

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
平成27年12月14日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	3件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	3件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	3件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	3件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500312号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1500206号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成13年8月1日から同年5月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額については、平成13年5月は11万8,000円、平成13年6月及び同年7月は22万円とすることが必要である。

平成13年5月21日から同年8月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下、「厚生年金特例法」という。)第1条5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が上記訂正後の期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

請求者のA社における平成17年7月1日から平成18年9月1日までの期間及び平成18年10月1日から平成24年11月1日までの期間について、標準報酬月額を訂正することが必要である。標準報酬月額については、平成17年7月から同年10月までは22万円から24万円、平成17年11月及び同年12月は22万円から26万円、平成18年1月及び同年2月は22万円から24万円、平成18年3月から同年5月までは22万円から26万円、平成18年6月及び同年7月は22万円から24万円、平成18年8月は22万円から26万円、平成18年10月は22万円から24万円、平成18年11月は22万円から26万円、平成18年12月から平成19年11月までは22万円から24万円、平成19年12月は22万円から26万円、平成20年1月から同年5月までは22万円から24万円、平成20年6月及び同年7月は22万円から26万円、平成20年8月から同年10月までは22万円から24万円、平成20年11月は22万円から26万円、平成20年12月及び平成21年1月は22万円から24万円、平成21年2月から同年12月までは22万円から28万円、平成22年1月及び同年2月は22万円から26万円、平成22年3月及び同年4月は22万円から28万円、平成22年5月及び同年6月は22万円から26万円、平成22年7月は22万円から28万円、平成22年8月から平成23年1月までは22万円から26万円、平成23年2月から同年4月までは22万円から28万円、平成23年5月は22万円から26万円、平成23年6月は22万円から28万円、平成23年7月から平成24年6月までは22万円から26万円、平成24年7月は22万円から24万円、平成24年8月は22万円から26万円、平成24年9月及び同年10月は24万円から26万円とすることが必要である。

上記訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ①平成 15 年 7 月
②平成 15 年 12 月
③平成 16 年 7 月
④平成 16 年 12 月
⑤平成 17 年 7 月
⑥平成 17 年 12 月
⑦平成 18 年 7 月
⑧平成 18 年 12 月
⑨平成 19 年 7 月
⑩平成 19 年 12 月
⑪平成 13 年 5 月 21 日から同年 8 月 1 日まで
⑫平成 17 年 7 月 1 日から平成 24 年 11 月 1 日まで

請求期間①から⑩までについて、A社から 18 万 9,000 円、及び 21 万円の賞与が支給されていたにもかかわらず年金記録となっていない。

請求期間⑪について、平成 13 年 5 月 21 日にA社に入社したにもかかわらず、年金記録の取得年月日が平成 13 年 8 月 1 日となっている。

請求期間⑫について、年金記録では、実際に支給された給与額よりも低い標準報酬月額が記録されている。

調査の上、請求期間①から⑫までの記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間⑩について、雇用保険の記録及び破産管財人から提出された運転者台帳により、請求者が当該期間にA社に勤務していたことが認められる。

また、請求者と同職種でA社における雇用保険の取得日（平成13年5月21日）及び厚生年金保険の取得年月日（平成13年8月1日）が同日である同僚から提出された給料支払明細書によれば、請求期間⑩に係る厚生年金保険料を給与から控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者は請求期間⑩に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求期間⑩の標準報酬月額については、平成13年5月は上記同僚の給料支払明細書の検証結果から推認できる厚生年金保険料控除額から11万8,000円、平成13年6月及び同年7月はオンライン記録の平成13年8月の標準報酬月額から22万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、元役員より回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

請求期間⑫のうち、平成17年7月から平成18年8月までの期間、平成18年10月及び同年11月及び平成19年1月から平成24年10月までの期間については、請求者から提出された給料支払明細書、課税庁から提出された平成22年度及び平成23年度の給与支払報告書、平成24年度及び平成25年度の市民税・県民税照会回答書、銀行から提出されたお取引明細表の振込額及び同僚の給料支払明細書（以下、「明細書等」という。）から、請求者が当該期間においてオンライン記録の標準報酬月額（平成17年7月から平成24年8月までの期間は22万円、平成24年9月及び同年10月は24万円）を超える報酬月額（24万円から28万円）の支払いを受けていることが確認又は推認でき、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を超える厚生年金保険料（標準報酬月額24万円から28万円に見合う額）を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、上記明細書等から確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から、平成17年7月から同年10月までは24万円、平成17年11月及び同年12月は26万円、平成18年1月及び同年2月は24万円、平成18年3月から同年5月までは26万円、平成18年6月及び同年

7月は24万円、平成18年8月は26万円、平成18年10月は24万円、平成18年11月は26万円、平成18年12月から平成19年11月までは24万円、平成19年12月は26万円、平成20年1月から同年5月までは24万円、平成20年6月及び同年7月は26万円、平成20年8月から同年10月までは24万円、平成20年11月は26万円、平成20年12月及び平成21年1月は24万円、平成21年2月から同年12月までは28万円、平成22年1月及び同年2月は26万円、平成22年3月及び同年4月は28万円、平成22年5月及び同年6月は26万円、平成22年7月は28万円、平成22年8月から平成23年1月までは26万円、平成23年2月から同年4月までは28万円、平成23年5月は26万円、平成23年6月は28万円、平成23年7月から平成24年6月までは26万円、平成24年7月は24万円及び平成24年8月から同年10月は26万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、元役員より回答は得られないが、上記明細書等から認められる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、オンライン記録どおりに報酬月額を届出し、その結果、社会保険事務所（平成22年以降は年金事務所）は請求者に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間⑫のうち、平成18年9月1日から同年10月1日までについては、銀行から提出されたお取引明細表の振込額から推認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額がオンライン記録で確認できる標準報酬月額と比べて低額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象とならないため、訂正は認められない。

請求期間①から⑩までについては、請求者は、賞与に係る給料支払明細書等を所持していない上、A社は既に解散しており、元役員からの回答も得られないことから、当該期間に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①から⑩に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1500419 号

厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1500207 号

第 1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成 15 年 7 月 1 日、平成 15 年 12 月 1 日、平成 16 年 7 月 1 日及び平成 16 年 12 月 1 日は 21 万円、平成 17 年 7 月 1 日は 18 万 9,000 円、平成 17 年 12 月 1 日は 18 万 5,000 円、平成 18 年 7 月 1 日、平成 18 年 12 月 1 日、平成 19 年 7 月 1 日、平成 19 年 12 月 1 日及び平成 20 年 7 月 1 日は 18 万 9,000 円、平成 20 年 12 月 1 日は 18 万 5,000 円に訂正することが必要である。

上記訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成 13 年 8 月 1 日から同年 5 月 21 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額については、平成 13 年 5 月は 11 万 8,000 円、平成 13 年 6 月及び同年 7 月は 28 万円とすることが必要である。

平成 13 年 5 月 21 日から同年 8 月 1 日までの期間については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が、上記訂正後の期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

請求者のA社における平成 13 年 8 月 1 日から平成 21 年 5 月 1 日までの期間及び平成 21 年 6 月 1 日から平成 22 年 12 月 29 日までの期間について、標準報酬月額を訂正することが必要である。標準報酬月額については、平成 13 年 8 月は 22 万円から 26 万円、平成 13 年 9 月は 22 万円から 28 万円、平成 13 年 10 月から平成 14 年 5 月までの期間は 22 万円から 24 万円、平成 14 年 6 月から同年 9 月までの期間は 22 万円から 26 万円、平成 14 年 10 月から平成 15 年 8 月までの期間は 22 万円から 24 万円、平成 15 年 9 月から平成 16 年 6 月までの期間は 22 万円から 26 万円、平成 16 年 7 月は 22 万円から 24 万円、平成 16 年 8 月から平成 18 年 7 月までの期間は 22 万円から 26 万円、平成 18 年 8 月から平成 21 年 4 月までの期間及び平成 21 年 6 月から平成 22 年 11 月までの期間は 22 万円から 24 万円とすることが必要である。

上記訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ①平成 15 年 7 月
②平成 15 年 12 月
③平成 16 年 7 月
④平成 16 年 12 月
⑤平成 17 年 7 月
⑥平成 17 年 12 月
⑦平成 18 年 7 月
⑧平成 18 年 12 月
⑨平成 19 年 7 月
⑩平成 19 年 12 月
⑪平成 20 年 7 月
⑫平成 20 年 12 月
⑬平成 13 年 5 月 21 日から同年 8 月 1 日まで
⑭平成 13 年 8 月 1 日から平成 22 年 12 月 29 日まで

請求期間①から⑫までについて、A社から賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されていた。

請求期間⑬について、A社には平成 13 年 5 月 21 日に入社したが、年金記録では同年 8 月 1 日が資格取得年月日とされている。

請求期間⑭について、実際に支給された給与額と相違する標準報酬月額が記録されている。請求期間の一部について、給料支払明細書等を提出するので、調査

の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から⑫までについて、請求者から提出された賞与に係る給料支払明細書により、請求者がA社から賞与（請求期間①から④までは21万円、請求期間⑤から⑫までは18万9,000円）を支給され、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与支給額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の当該期間に係る標準賞与額については、賞与に係る給料支払明細書で確認できる厚生年金保険料控除額により、請求期間①から④までは21万円、請求期間⑤は18万9,000円、請求期間⑥は18万5,000円、請求期間⑦から⑩までは18万9,000円、請求期間⑫は18万5,000円とすることが必要である。

また、請求期間①から⑫までに係る賞与の支給日については、これを確認できる資料がないことから、請求期間①は平成15年7月1日、請求期間②は平成15年12月1日、請求期間③は平成16年7月1日、請求期間④は平成16年12月1日、請求期間⑤は平成17年7月1日、請求期間⑥は平成17年12月1日、請求期間⑦は平成18年7月1日、請求期間⑧は平成18年12月1日、請求期間⑨は平成19年7月1日、請求期間⑩は平成19年12月1日、請求期間⑪は平成20年7月1日、請求期間⑫は平成20年12月1日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、元役員より回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（平成22年以降は年金事務所）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

請求期間⑬について、雇用保険の記録により、請求者が当該期間にA社に勤務していたことが認められる。

また、請求者から提出された預金通帳の写しにより、請求期間⑬において、請求者がA社から給与を支給されていたことが確認できる上、請求者と同職種で雇用保険の資格取得日（平成13年5月21日）及び厚生年金保険の資格取得年月日（平成13年8月1日）が同日である同僚から提出された給料支払明細書によれば、当該期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていることが認められる。

これらを総合的に判断すると、請求者は請求期間⑬に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求期間⑬の標準報酬月額については、請求者から提出された預金通帳の写し及び上記同僚の給料支払明細書から推認できる厚生年金保険料控除額から、平成13年5月は11万8,000円、平成13年6月及び同年7月は28万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、元役員より回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

請求期間⑭のうち、平成13年8月1日から平成21年5月1日までの期間及び平成21年6月1日から平成22年12月29日までの期間については、請求者から提出された給料支払明細書、平成14年分及び平成22年分の給与所得の源泉徴収票、平成16年度、平成17年度、平成19年度、平成20年度及び平成21年度に係る町民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書及び預金通帳の写し（以下「明細書等」という。）により、請求者が当該期間においてオンライン記録の標準報酬月額（22万円）を超える報酬月額（24万円から28万円まで）の支払いを受けていることが確認又は推認でき、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を超える厚生年金保険料（標準報酬月額24万円から32万円までに見合う額）を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、上記明細書等において確認又は推認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額により、平成13年8月は26万円、平成13年9月は28万円、平成13年10月から平成14年5月までは24万円、平成14年6月から同年9月までは26万円、平成14年10月から平成15年8月までは24万円、平成15年9月から平成16年6月までは26万円、平成16年7月は24万円、平成16年8月から平成18年7月までは26万円、平成18年8月から平成21年4月まで及び平成21年6月から平成22年11月までは24万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、元役員より回答は得られないが、上記明細書等で確認又は推認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、オンライン記録どおりに報酬月

額を届出し、その結果、社会保険事務所は、訂正後の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該請求に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間⑭のうち、平成21年5月1日から同年6月1日までの期間については、請求者から提出された給料支払明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額と同額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象とならないため、訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1500350 号

厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1500208 号

第 1 結論

請求者の A 社における標準賞与額について、平成 16 年 7 月 15 日は 6 万円、平成 16 年 12 月 15 日及び平成 17 年 7 月 15 日は 10 万円、平成 17 年 12 月 15 日は 9 万 8,000 円に訂正することが必要である。

上記訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

請求者の A 社における平成 15 年 8 月 7 日から平成 18 年 3 月 27 日までの期間について、標準報酬月額を訂正することが必要である。標準報酬月額については、平成 15 年 8 月から平成 18 年 2 月までの期間は 18 万円から 22 万円とすることが必要である。

上記訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成 18 年 3 月 27 日から平成 18 年 4 月 1 日に訂正し、平成 18 年 3 月の標準報酬月額を 22 万円とすることが必要である。

平成 18 年 3 月 27 日から同年 4 月 1 日までの期間については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が、上記訂正後の期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、履行していないと認められる。

請求者の A 社における平成 21 年 5 月 1 日から平成 23 年 6 月 1 日までの期間について、標準報酬月額を訂正することが必要である。標準報酬月額については、平成 21 年 5 月から平成 22 年 8 月までの期間は 18 万円から 24 万円、平成 22 年 9 月から平成 23 年 5 月までの期間は 18 万円から 26 万円とすることが必要である。

上記訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 16 年 7 月 15 日
② 平成 16 年 12 月 15 日
③ 平成 17 年 7 月 15 日
④ 平成 17 年 12 月 15 日
⑤ 平成 15 年 8 月 7 日から平成 18 年 3 月 27 日まで
⑥ 平成 18 年 3 月 27 日から同年 4 月 1 日まで
⑦ 平成 21 年 4 月 1 日から平成 23 年 6 月 1 日まで

請求期間①から④について、A社から賞与を支給され厚生年金保険料を控除されていた。

また、請求期間⑤及び⑦について、実際に支給された給与額と相違する標準報酬月額が記録されている。

さらに、請求期間⑥について、資格喪失日が平成 18 年 3 月 27 日になっているが、給与から 3 月分の厚生年金保険料が控除されており、資格喪失日を平成 18 年 4 月 1 日に訂正してほしい。

給料支払明細書を提出するので、請求期間①から⑦について、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から④までについて、請求者から提出された賞与に係る給料支払明細書により、請求者がA社から賞与（請求期間①は6万円、請求期間②から④までは10万円）を支給され、当該賞与支払額に基づく標準賞与額（請求期間①は6万円、請求期間②から④までは10万円）に見合う又はそれを下回る厚生年金保険料（請求期間①は4,074円、請求期間②から④までは6,967円）を事業主により賞与から控

除されていたことが確認できる。

ただし、標準賞与額については、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与支給額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の当該期間に係る標準賞与額については、賞与に係る給料支払明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は6万円、請求期間②及び③は10万円、請求期間④は9万8,000円とすることが必要である。

また、請求期間①から④までに係る賞与の支給日については、賞与に係る給料支払明細書に記載されている日付等から、請求期間①は平成16年7月15日、請求期間②は平成16年12月15日、請求期間③は平成17年7月15日、請求期間④は平成17年12月15日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、元役員から回答が得られず、これを確認する関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所(平成22年以降は年金事務所)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

請求期間⑤について、請求者から提出された給料支払明細書により、請求者が当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額(18万円)を超える報酬月額の支払いを受け、当該報酬月額に基づく標準報酬月額(22万円から26万円)に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び資格取得時並びに標準報酬月額の決定の基礎となる4月から6月までの報酬月額から、請求期間⑤の標準報酬月額については、22万円に訂正することが必要である。

また、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、元役員より回答が得られないが、給料支払明細書から認められる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、オンライン記録どおりに報酬月額を

届出し、その結果、社会保険事務所は、当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間⑥について、請求者は、事業主より、平成18年4月からは会社の健康保険及び厚生年金保険の取扱いをなくすので、被保険者資格を喪失させる旨の説明を受けたが、自身が所持する平成18年3月分の給料支払明細書において、同年3月分の厚生年金保険料が控除されていたことから、平成18年3月27日となっているA社における資格喪失年月日を平成18年4月1日に訂正してほしい旨の主張をしているところ、請求者から提出された給料支払明細書及び預金通帳(写)によると、請求者は平成18年3月27日以降もA社に勤務していたことが明らかである。

また、A社の給料の取扱いは、月末締め翌月10日又は15日支払であることが確認できる上、前述の平成18年3月分給料支払明細書から請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、請求期間⑥の標準報酬月額については、前述の請求期間⑤において訂正された平成18年2月分の標準報酬月額から22万円とすることが必要である。

また、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、社会保険事務所が保管している請求者に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届における資格喪失年月日が平成18年3月27日となっていることから、事業主から同日を資格喪失年月日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の平成18年3月27日から平成18年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間⑦のうち、平成21年5月1日から平成23年6月1日までの期間について、請求者から提出された給料支払明細書により、請求者が当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額(18万円)を超える報酬月額の支払いを受け、当該報酬月額に基づく標準報酬月額(24万円から28万円)に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間⑦の標準報酬月額については、給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び資格取得時並びに標準報酬月額の決定の基礎となる4月から6月までの報酬月額から、平成21年5月から平成22年8月までは

24万円、平成22年9月から平成23年5月までは26万円に訂正することが必要である。

また、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、元役員より回答が得られないが、給料支払明細書から認められる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、オンライン記録どおりに報酬月額を届出し、その結果、社会保険事務所は、当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間⑦のうち平成21年4月1日から平成21年5月1日までの期間については、請求者から提出された給料支払明細書より、当該期間の厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

このほか、当該期間について、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500383号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1500209号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和45年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年7月8日

日本年金機構からの連絡により、平成17年7月8日支払いの賞与記録が漏れていることが判明した。当該期間の賞与を受け取った覚えがあるので、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社の後継会社であるB社から提出された賃金台帳によると、請求者は、請求期間について、賞与を支給されていないことが確認できる。

また、請求者は、請求期間に係る賞与明細書及び当時の預金通帳を所持しておらず、給与振込の口座番号を記憶していない旨の陳述をしていることから、請求者の請求期間における賞与額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1500341 号

厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1500210 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 32 年 3 月 18 日から同年 7 月 1 日まで

A 社の厚生年金保険被保険者資格の取得日が昭和 32 年 7 月 1 日となっているが、同年 3 月 18 日に A 社に入社し継続して勤務していた。同日を資格取得日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

A 社 (その後は B 社に名称変更し全喪) において昭和 30 年から昭和 33 年までの期間に厚生年金保険被保険者資格を取得しており、住所が判明した同僚に照会したところ、請求期間に請求者が同社に勤務していたことをうかがわせる回答は得られなかった上、自身の入社日を記憶している複数の同僚の厚生年金保険の記録によると、入社日より一定期間経過後に資格取得していることが確認できることから、請求期間当時、A 社では、必ずしも入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかった状況がうかがえる。

また、A 社は既に解散しており、当時の事業主は死亡していることから、B 社の元役員に照会したが、請求期間当時の請求者の勤務及び社会保険に係る資料を保管している者はおらず、A 社の社会保険の取扱いに関しては分からない旨を回答していることから、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500336号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1500211号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和29年2月1日から昭和30年2月1日まで
厚生年金保険の記録では、A社での資格取得日が昭和30年2月1日となっているが、昭和29年2月1日から正社員となっており、同日を資格取得日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社は、請求期間当時の資料は残っておらず、当時の事務担当者は死亡しており、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明である旨の回答及び陳述をしている。

また、A社において被保険者記録が確認できる同僚9人に照会したところ、3人が、「請求者を記憶している。」と回答しているものの、請求者の勤務期間を特定できる回答は得られなかった。

さらに、照会した同僚の複数名が、入社後すぐには、社会保険に加入していない旨の陳述をしている。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。